

京都市会訓令甲第3号

市会事務局

京都市会公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成20年9月12日

京都市会議長 富 きくお

第2条第11号イ中「及び」の右に「第16条第1項ただし書に規定する」を加え、「押印する」を「別に定める処理を行う」に改める。

第13条第1項ただし書中「收受日付印の押印を省略することができる」を「この限りでない」に改める。

第16条第1項本文中「作成し、」の右に「速やかに」を加え、同項ただし書中「付し、」の右に「速やかに」を加える。

第17条第7号中「押印する」を「押印をする」に改める。

第18条第2号中「の所定の箇所に押印する」を「に別に定める処理を行う」に改め、同条第3号中「押印する」を「押印をする」に改める。

第23条第1項中「押印すべき」を「押印をすべき」に改め、同条第4項第2号中「押印する」を「別に定める処理を行う」に改める。

第24条第1項を次のように改める。

收受し、又は作成した公文書で、上司の閲覧に供する必要があると認められ、かつ、当該公文書の全部を電磁的記録のまま文書管理システムに登録することができるものについては、文書管理システムにその要旨を簡明に入力する等必要な事項を入力することにより、速やかに電子決裁を行わなければならない。ただし、当該公文書の全部又は一部が紙文書であるときは、添付文書回議票（第7号様式）を当該紙文書に付し、速やかに併用決裁を行わなければならない。

第24条第2項中「第7号様式」を「第8号様式」に改め、同条第3項を削り、同

条第4項中「前項の規定にかかわらず」を「添付文書の全部が紙文書であり」に改め、
「軽易」の右に「又は定例的なもの」を加え、「処理する」を「処理を行う」に改め、
同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第
4項とする。

第31条第3項第3号ただし書中「第24条第4項」を「第24条第3項」に改め
る。

第37条第1項中「第8号様式」を「第9号様式」に改める。

第39条第4項を削る。

第40条第2項中「ない」を「ないと」に改める。

第8号様式を第9号様式とし、第7号様式を第8号様式とし、第6号様式の次に次
の1様式を加える。

第7号様式（第24条関係）

添付文書回議票		添付文書回議票番号		
		保存期間		
		分類記号		
供覧開始日		供覧開始者		
供覧終了日				
件名				
(公開件名)				
(閲覧)				
(添付文書)				
添付文書名		添付ファイル名	種別	サイズ

注 確認等を行うときは、確認画面で添付文書回議票番号を入力してください。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年9月16日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の京都市会公文書取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に作成する決定書案及び供覧書について適用する。

(市会事務局総務課)